

平成 28 年度教育委員会活動の点検・評価の概要について

1 点検・評価の根拠

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成 20 年 4 月施行）により、下記事項が規定された。（第 26 条）
 - ・ 教育委員会が自らの権限に属する事務の管理・執行状況について、毎年度、点検・評価すること。
 - ・ その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表すること。
 - ・ 点検・評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ること。

2 点検・評価の対象

- 点検・評価の対象は、平成 28 年度に実施した県教育委員会の事務事業とする。
 - ・ 「教育委員会の活動状況」については、28 年度の教育委員会の会議開催状況等についてとりまとめた。
 - ・ 「教育委員会の事務の点検・評価」については、「第 6 次山形県教育振興計画」に基づき、28 年度に重点的に取り組んだ事務事業の実績についてとりまとめた。

3 学識経験者の知見の活用

- 学識経験者等で構成する「山形県教育懇話会」において意見聴取を行う。

4 点検・評価の予定

- 9 月 7 日 教育懇話会において、報告書（案）に関して意見聴取
- 9 月 12 日 定例教育委員会において、報告書を決議
- 10 月 9 月定例会の最終日に他の決算資料とともに県議会に提出し、決算特別委員会において審議。また、県のホームページにより公表。